



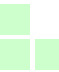
少年法適用年齢の引下げの是非と 若年「成人」の刑事手続のあり方

2016年7月29日

法務省

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

一橋大学 葛野尋之



構成

- 少年法適用年齢を18歳未満に引き下げるべきか？
 - 刑事法における少年と成人の境界線をどのように決めるべきか？
 - 民法の成年年齢をどのように考慮すべきか？
 - 民法の成年年齢とのズレにまつわる論点
- かりに18歳未満に引き下げるとしたときに、若年「成人」の刑事司法はどうあるべきか？
 - 基本的視点
 - 家裁における社会調査とそれに基づく処遇決定
 - 18・19歳「成人」の保護手続・保護処分は可能か？
 - 起訴猶予と保護的措置を結びつける制度は？

結論の予告

- 適用年齢を18歳未満に引き下げるべきではない
 - 選挙権年齢、民法の成年年齢、少年法の適用年齢は、それぞれの法の目的に従って、個別に決められるべき
 - 犯罪行為についての刑事責任の低減
 - 更生・社会復帰の可能性の高さ
 - 民法の成年年齢に合わせる必要はなく、合わせるべきでもない
 - 年齢引下げは再犯を増加させ、刑事政策上、深刻な問題を生む
- かりに引き下げた場合の若年「成人」の刑事司法
 - 微罪処分的起訴猶予 — 家裁の管轄権 — 有罪心証のうえでの社会調査・鑑別とケースワーク — 有罪判決の宣告猶予 — 更生・社会復帰支援を強化した処遇
 - ただし、刑事司法の枠から生じる不可避的限界がある



適用年齢の引下げ

- 適用年齢を18歳未満に引き下げるべきではない
 - 少年法の適用年齢は、少年法の目的に従って決められるべきである
 - 民法の成年年齢が18歳未満に引き下げられたとしても、少年法の適用年齢がそれに連動して引き下げられる必要はない
 - 適用年齢を引き下げたならば、刑事政策上、深刻な問題が生じることになるであろう

「国法上の統一性」への疑問

- 法はそれぞれ固有の目的を有する
- 適用年齢は、法それぞれ固有の目的に従って決められるべき
 - 法の目的に適さないにもかかわらず、「国法上の統一性による分かりやすさ」を理由にして適用年齢を決めるとすれば、法それぞれの目的が達成できなくなり、深刻な問題が生じるであろう
 - 「国法上の統一性による分かりやすさ」よりも重要
 - 刑事法の基本的性格（謙抑性・補充性・断片性） ⇒ 少年法の年齢引下げを、18・19歳の者の自立と責任を促すための積極的手段とすべきではない

「国法上の統一性」への疑問

- 「選挙権の年齢引き下げは歓迎すべきこととしても、当該年齢層の国民全員に国政参加の権利を与える選挙法の場合と、極く一部でしかない非行少年を対象としてその健全育成をはかる少年法とでは、視点は異なるのが当然である。20歳未満までを対象とする戦後改革によって、日本の少年法は刑事政策上の成功を収めており、その成果は維持されなければならない。」(松尾浩也・家庭の法と裁判 3号〔2015年〕)

「国法上の統一性」への疑問

- 「昨年公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられたこともあって、民法の成年年齢や少年法の対象年齢の引き下げも議論されている。筆者自身は、年齢区分はその法律や制度の趣旨、目的に沿って格別に検討されるべきものであり、少年法の対象年齢についても、歴史的経緯やその目的及びこれまでの少年法の運用の実情を十分に踏まえた議論が必要であると考えている……。」(山崎恒・青少年問題662号〔2016年〕)

少年と成人の境界をどのように決めるべきか？

- ① 犯罪行為についての刑事責任
 - 人格的成熟度からみて、成人として完全な刑事責任を問うるか、それとも刑事責任の低減を認めるべきか？
 - 脳科学・発達心理学の知見をどのように考慮するか？
- ② 更生・社会復帰の支援
 - 人格の可塑性のゆえの更生可能性の高さ
 - 少年司法における更生・社会復帰支援の成果
- ③ 社会的・文化的な観点
 - 合理的判断の必要 ⇒ 三つの観点の優先順位
 - 民法の成年年齢をどのように考慮すべきか？



犯罪行為についての刑事責任

- 少年の人格的未成熟性についての近時の脳科学・発達心理学の知見
 - 山口直也・自由と正義66巻10号(2015年)
 - 利害得失の合理的計算がうまくできない
 - 犯罪行為に対する衝動を制御する能力の低さ
 - 周囲の(人)からの影響を受けやすい
- 被告人が少年であること量刑上の考慮
 - 「被告人が少年であること(それによる人格の未熟等)が犯行態様や結果等にどのように結びつき責任非難の程度に影響するか……を説得的に主張・立証することが求められる」(『量刑評議』2012年)



犯罪行為についての刑事責任

- 刑事責任の類型的低減を認めるべき
 - 人格的未成熟性のゆえに、犯罪行為について成人と同じ法的非難はできない
 - 犯罪行為について、成人として完全な刑事責任を問うことはできない
- 一連の合衆国最高裁
 - 本庄武・季刊刑事弁護70号(2012年)
 - 18歳未満者に対する死刑・絶対的終身刑の適用は残虐・異常な刑罰に当たり違憲
 - 成熟性を欠き、責任の感覚が十分発達していない
 - 仲間の圧力や外部の圧力に対して脆弱
 - 人格の可塑性が高く、犯罪行為は完成した人格の発現とはいえない

更生・社会復帰支援に適した少年司法

- 18・19歳少年は、成人一般に比して、人格の可塑性ゆえに更生・社会復帰の可能性が高い
- 更生・社会復帰の支援のためには、刑事司法より、少年司法が適している
 - 要保護性についての科学的調査とケースワーク
 - 教育的処遇のための保護処分
- 良好な成果の継続
 - 再非行・再収容率の低さ
 - 年齢経過にともなう非行・犯罪率の低下
 - 実務家の「実感」

適用年齢引下げの予想される効果

- 少年司法による更生・社会復帰支援 ⇒ 成功
- 刑事司法による代替は可能か？
- できないとすれば、
 - 18・19歳の更生・社会復帰が阻害される
 - 再犯の増加・継続
 - 成人犯罪の累積的増加
 - 刑事政策上、大きな逆効果

三つの観点の系統的考慮

- 少年と成人の年齢境界の決定
 - 刑事司法・少年司法の重要課題
 - 刑事政策に甚大な影響を与える ⇒ 再犯率・犯罪状況
 - 合理的判断に基づく決定が必要
- ① 刑事責任の低減、② 更生・社会復帰の可能性とその支援を重視すべき
 - 実証的エビデンス
 - 長期にわたる実務の蓄積
 - 再犯率減少という重要な政策課題
- ③ 社会的・文化的観点による修正
 - 社会的・文化的受容を促す
 - 合理的決定のためには過度に重視すべきではない

現行少年法提案理由

- 「最近における犯罪の傾向を見ますと、20歳ぐらいまでの者に特に増加と悪質化が顕著でありまして、この程度の年齢の者は、未だ心身の発達が十分でなく環境その他外部的条件の影響を受け易いことを示しているのでありますが、このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたものではなく、従ってこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化を図る方が適切である場合の極めて多いことを意味しているわけであります。政府はかかる点を考慮し、この際思い切って少年の年齢を20歳に上げたのであります……」第2回国会参議院司法委員会(1948年6月25日)[佐藤藤佐政府委員]
- ⇒①刑事責任の低減、②更生支援を考慮した改正

現行少年法における適用年齢の引き上げ

- 四ッ谷巖『司法研究・年長少年事件』(1953年)
- 旧法下における少年年齢引き上げの主張
 - 木村亀二・小野清一郎・森山武市郎
 - 少年司法の実務家
- 刑罰優先主義の構造化での適用年齢引き上げ
 - 18・19歳の者の刑事責任(=法的非難)の低減
 - 更生・社会復帰の可能性の高さ ⇒その促進
- GHQの21歳未満とする提案
 - 民法の成年年齢をあげて、20歳未満の合意形成

現行少年法における適用年齢の引き上げ

- 年齢境界を決める三つの観点
 - ①刑事責任の低減と②更生可能性・更生促進を第一に考慮
 - 年齢境界決定の合理性
- 民法の成年年齢をどのように考慮するか？
 - 民法の成年年齢に合わせるために年齢引き上げを決めたのではない
 - 年齢引き上げを決めた後、何歳まで引き上げるかの判断において考慮した
 - 年齢引き上げについて、③社会的・文化的受容度を判断するうえで、民法の成年年齢を考慮

国「親」思想と少年司法

- 少年司法は、もともと国「親」思想により基礎づけられていたから、「親」の監護教育権（民法820条・857条）のもとにある未成年者を対象とするものでないか？
- アメリカ少年司法の形成と国親思想
 - 葛野尋之・法学セミナー714号（2015年）
 - 19世紀中頃から、更生・社会復帰を目的とする少年に対する特別な処遇制度が発達
 - 非行原因を解明し、更生に必要な教育手段を決定する司法手続の必要 ⇒ 少年と裁判官が対面する形式性・規則性のない審問手続
 - しかし、新しい処遇制度の実情 ⇒ 刑事手続的デュー・プロセスの排除について違憲判決

国「親」思想と少年司法

- アメリカ少年司法の形成と国親思想
 - 解決すべき課題 ⇒ 更生・社会復帰を目的とする特別な処遇制度を維持・発展させつつ、その決定手続がデュー・プロセスに反して違憲だとする批判にどのように対処するか
 - 刑事司法制度とは異なる、新しい司法制度の必要
 - コモン・ロー（普通法）体系とは別の、イクイティ（衡平法）体系に依拠した司法制度の構築
 - ここにおいて援用されたのがパレンス・パトリエ法理（国親思想）
 - 少年司法を基礎づけた国親思想と民法の親の監護教育権とは関係しない

「保護者」の意味

- 少年法2条2項
 - 「この法律で『保護者』とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。」
- 民法上の成年者
 - 親権者(＝法律上監護教育の義務ある者)を欠く
 - 「保護者」を欠く? ので、少年とはいえない?
- 「保護者」は、事実上監護する者を含む
 - 婚姻により民法上の親権者を有しない少年の保護者
- 少年院継続収容申請事件の審判
 - 原則、保護事件の審判の例による(少年規55条)
 - 審判への「保護者」の出席(少年25条2項)
- 少年の「健全な育成」(1条)を支え促す者としての保護者

虞犯の取扱い

- 少年法3条3項
 - 「次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照し、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
 - イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
 - ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
 - ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること。
 - ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。」
- 民法上の成年者の「保護者」 ⇒ 虞犯事由イも有効
- 運用上、18・19歳の少年には、虞犯事由イ・ロの適用は限定される可能性がある

若年「成人」の刑事司法

- かりに18歳未満に引き下げるとしたときに、18・19歳の若年「成人」の刑事司法はどうあるべきか？
 - 本来、適用年齢は引き下げるべきではない
 - 適用年齢引下げという仮定的前提
 - 構想にあたっては、刑事司法の原理・基本構造を維持するとの前提に立つ ⇒これらに整合しない構想であってはならない

若年「成人」の刑事司法を構想するにあたっての基本的視点

- 若年「成人」について、
 - 犯罪行為についての刑事責任は相対的に軽い
 - 人格の可塑性は相対的に高く、更生・社会復帰可能性は高い
- 刑事司法においてこれらを考慮し、処分・手続のあり方において具体化する
 - 刑事司法の原理・基本構造を維持するとの前提
 - 柔軟性のある手続と科学的な社会調査・心身鑑別
 - 特別な処分形式 ⇒ 不定期刑
 - 施設内・社会内処遇における更生・社会復帰支援

若年「成人」の特別手続・処分

微罪処分的起訴猶予

家庭裁判所の管轄

有罪の心証による社会調査命令／無罪判決
家裁調査官の社会調査とケースワーク
少年鑑別所の鑑別

有罪判決の宣告猶予

有罪判決 ⇒ 不定期刑／保護観察付執行猶予

更生・社会復帰支援を強化した処遇プログラム

微罪処分的起訴猶予

- 起訴猶予(刑訴248条)
 - 「犯罪の軽重」を基準にした起訴猶予
 - 特別予防的観点からの起訴猶予(=再犯防止により効果的だとして選択される起訴猶予)を排除
 - 「起訴有用にした方が、再犯防止により効果的だ」として起訴猶予にすることはできない
 - 「事案軽微ながら、再犯可能性があり、更生・社会復帰支援が必要だ」として起訴することもできない
 - 起訴猶予の判断と切り離して、起訴猶予の決定後、就労支援、家族支援、貧困支援、アルコール・薬物回復支援など、問題解決のための任意のサービスを受ける機会を用意
 - 起訴猶予処分の規模は？
 - 一般刑法犯について、微罪処分が約50%、起訴猶予が約40%(検察官処理事件全体を100%としたとき)
 - 少年事件について、簡易送致率は16.8%

家庭裁判所の専属的管轄

- 若年「成人」事件に適した施設環境
- 少年事件の取扱いを知悉した裁判官
 - ⇒ 行為責任と更生・社会復帰可能性の正しい評価
- 家裁調査官・少年鑑別所の利用可能性
 - ⇒ 科学主義に立った社会調査
- 勾留場所は少年鑑別所とし、勾留期間を限定する
- 裁判員裁判については、地裁法廷を利用？
- 家裁の過重負担にならないか？
 - 18・19歳の事件は、現行法下では少年事件として家裁が管轄している
 - 過重負担にはならない？

社会調査

- 裁判官の有罪心証
 - ⇒ 家裁調査官に対する調査命令
 - ⇒ 必要に応じて、少年鑑別所の鑑別の委託
- 社会調査 ⇒ 科学主義に立脚
 - 犯罪原因と更生可能性・更生手段の解明
 - 犯情に対する人格的・環境的問題の影響の解明
 - 社会調査の限定
 - 保護処分のための調査ではない
 - 刑事司法の枠内での介入の限界
- 社会調査の過程における家裁調査官のケースワーク
- 処分決定の基礎資料
 - 犯情の正確な認定 ⇒ 責任刑の基本枠
 - 更生可能性・更生手段の解明 ⇒ 責任刑の枠内での修正

有罪判決の宣告猶予

- 家裁調査官のケースワーク
 - 再犯要因の解消・緩和
 - 保護的措置
 - 試験観察的措置
- 有罪判決の宣告猶予 ⇒ 量刑基準による
 - 有罪認定と刑の宣告が必要ない場合
 - 行為責任の観点 ⇒ 責任刑の基本枠
 - 更生・社会復帰可能性

有罪判決と量刑

- 有罪判決 ⇒ 刑の言渡し
- 量刑基準
 - 行為責任原則
 - 犯情 ⇒ 責任刑の基本枠
 - 人格的未成熟性のゆえ責任刑の枠は相対的に広い
 - 更生・社会復帰可能性による修正
 - 人格の可塑性 ⇒ 更生・社会復帰可能性の高さ
 - 相対的に広い責任刑の枠内での修正

不定期刑の適用と処遇プログラム

- 不定期刑の適用
 - 行為責任の軽さと更生・社会復帰可能性の高さ
 - これらをよりよく反映した処分形式
- 刑の執行猶予と保護観察
 - 刑法規定の改正 ⇒ 保護観察のより柔軟な適用
- 処遇プログラム
 - 更生・社会復帰支援の強化
 - 少年処遇に精通する法務教官が担当
 - 責任刑の枠組みと刑罰執行としての介入の限界
 - 懲役刑の場合、「作業」(刑12条2項)としての処遇プログラム参加の可能性は？ ⇒ 参加を強制すべきでない？

「成人」の保護手続・保護処分の可能性

- 18・19歳の「成人」を家裁の保護手続に付し、保護処分を決定することはできるか？
 - 『改正構想』(1966年)
 - 18歳以上23歳未満を「青年」
 - 原則として刑事手続による
 - 検察官が相当と認めれば保護手続・保護処分
 - 『改正要綱』(1970年)
 - 18歳以上20歳未満を「青年」
 - 家裁の刑事手続と判決前調査制度
 - 刑事処分と保護処分の選択

「成人」の保護手続・保護処分の可能性

- 18・19歳の「成人」を家裁の保護手続に付し、保護処分を決定することはできない
 - デュー・プロセス上の問題
 - 行為責任主義との不整合
- 少年の法的地位と保護手続・保護処分
 - 成長発達の途上にあり、成長発達する権利を保障されるという少年の法的地位
 - それに基づき、「健全な育成」(少1条)のための保護処分とその決定のための保護手続(調査・審判)
 - 虞犯を含む「非行」概念
 - 刑事手続とは異なる非形式的で柔軟な非公開手続
 - 行為責任の枠を越えた処分期間
 - 処遇における広汎な自由制約と深い介入

ドイツにおける若年成人への少年刑法の適用

- 武内謙治・自由と正義66巻10号(2015年)
- ドイツの少年刑法適用年齢は18歳未満
- 18歳以上21歳未満の若年成人の事件は少年裁判所が管轄し、少年裁判所が、少年(非行)と同視しうるかを個別に評価して、成人刑法を適用するか、少年刑法を適用するかを判断する
- 少年刑法が適用される場合、若年成人の事件は少年裁判所の少年手続に付され、少年処分(教育処分、懲戒処分、少年刑)の対象となる

ドイツにおける若年成人への少年刑法の適用

- 成人に対する少年法の適用例か？
 - たしかに、法理論的観点からすると、少年刑法も、成人刑法も、ともに「刑法」としての基本的性格
 - 若年成人に対する少年「刑法」の適用に原理的問題は生じにくい
- むしろ、若年成人には原則として少年刑法が適用され、例外的に成人刑法が適用される場合があると理解すべきではないか？
 - 若年成人への少年刑法全面適用という歴史的課題
 - それまでの過渡的・妥協的制度としての性格
 - 運用上、少年刑法の適用が原則化

起訴猶予と保護的措置

- 再犯防止の効果をあげるために、起訴猶予と保護的措置(または保護観察)を結びつけるべきか？
 - 葛野尋之・刑法雑誌53巻3号(2014年)
 - 障がい者・高齢者などに対する「入口支援」の展開
 - 起訴猶予と再犯防止措置とをつなげ、その有効性を確保しようとする試み
 - 起訴猶予後に保護的措置(または保護観察)？
 - 保護的措置を講じ、その成果に応じて処分決定？
 - 対象者における犯罪事実の自認が前提
 - 社会調査、保護的措置について対象者の同意が必要か？ 保護観察であれば、同意は不要か？

起訴猶予後の保護的措置

被疑者の犯罪事実自認と同意

社会調査

起訴猶予の決定

保護的措置(または保護観察)



起訴・不起訴決定前の保護的措置

被疑者の犯罪事実自認と同意



社会調査
保護的措置



起訴猶予／起訴の決定



起訴猶予と保護的措置

- 保護的措置の効果が確保できるか疑問
 - 社会調査の担い手は？
 - 保護観察所？
 - 少年鑑別所？
 - 起訴前調査であることの限界
 - 起訴前勾留期間の限定
 - 「有罪」の司法的判断の前 ⇒ 調査事項・深さの限界
 - ケースワーク機能を発揮することは困難
 - 十分な社会調査に基づく、ケースワークとしての保護的措置とはなりにくい ⇒ 効果の限界

起訴猶予と保護的措置

- 社会調査・保護的措置には法的根拠が必要
 - 同意だけでは正当化できない
 - 法的根拠がないならば、適正手続上の疑義
- 有罪の司法的判断前の社会調査と積極的処遇
 - 無罪推定法理との抵触のおそれ
 - 起訴前手続の肥大化
 - 起訴前勾留期間の長期化
 - 公判中心の手続構造に整合しない

起訴猶予と保護的措置

- 検察官による犯罪事実の認定を前提とした積極的処遇の決定
 - 検察官の「準司法官」的地位
 - 現行法の基本構造、検察官の基本的立場と整合するか？
- 保護的措置という積極的処遇の決定は、措置の必要性、措置の妥当性、人権への配慮の均衡点の発見
 - 司法的判断にこそなじみ、それによるべき
 - 犯罪事実の司法的認定のうえでなされるべき

「社会の利益と個人の利益の調和という 司法本来の任務」

- 「もともと処遇の決定は、単に合目的的な、いわゆる『行政作用』ではない。刑罰はもちろんであるが、保安処分・保護処分も純粹に合目的なものではなく、また専ら本人のためのものでなく社会防衛のために個人の自由を制限するものである。そこでは、社会の利益と個人の利益の調和という司法本来の任務が果たされなければならない」。
- 「(少年非行については)少年の保護矯正による社会防衛とその人権との微妙な調和が図られなければならない。……一方伝統的な刑事裁判所のやり方では目的達成が十分ではない。他方これを行政機関にやらせたのでは合目的性に重点がゆきすぎて人権がおろそかになる。そこで裁判所に合目的性の判断をも行わせることにした。それが少年裁判所である」。
 - 平野龍一・ジュリスト353号(1966年)

結論の確認

- 適用年齢を18歳未満に引き下げるべきではない
 - 選挙権年齢、民法の成年年齢、少年法の適用年齢は、それぞれの法の目的に従って、個別に決められるべき
 - 犯罪行為についての刑事責任の低減
 - 更生・社会復帰の可能性の高さ
 - 民法の成年年齢に合わせる必要はなく、合わせるべきでもない
 - 引下げは再犯を増加させ、刑事政策上、深刻な問題を生む
- かりに引き下げた場合の若年「成人」の刑事司法
 - 微罪処分的起訴猶予 — 家裁の管轄権 — 有罪心証のうえでの社会調査・鑑別とケースワーク — 有罪判決の宣告猶予 — 更生・社会復帰支援を強化した処遇
 - ただし、刑事司法の枠から生じる不可避的限界がある
 - 18・19歳「成人」の保護手続・保護処分は許されない
 - 起訴猶予と保護的措置を結びつける制度は妥当でない